

広 環 保 第 1 5 2 号
平成 1 4 年 8 月 2 8 日

広島県知事 藤田 雄山 様

広島市長 秋葉 忠利
(環 境 局 環 境 保 全 課)

出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価書について（通知）

平成 1 4 年 7 月 2 9 日付けで提出のあった標記について、広島市環境影響評価条例（平成 1 1 年広島市条例第 3 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの検討を行った結果に基づく意見を下記のとおり述べます。

記

- 1 環境影響評価準備書についての市長意見（以下、単に「市長意見」という。）に対する事業者の見解によると、「住民理解の形成」に関しては、これまでの対応状況及び今後の対応方針が、また、「協議会の設置」に関しては、設置の方針が、それぞれ記載されていますが、とりわけ「住民理解の形成」について、市民より未だ不十分であり、「大方の住民の合意」は得られていないとする意見が寄せられています。

本事業については、市長意見において述べたように、本市としても、広島都市圏から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物を適正に処理し、市民の安全で快適な環境を保全する上で必要不可欠なものである一方、事業の実施にあたっては環境保全対策に万全を期した上で、地元住民等、関係者の理解を得ることが重要と認識しています。

こうした認識のもと、今後、県・市が協力して、早期に協議会を設置し、詳細な事業内容を説明するなど、住民理解の形成により一層努めることを提案します。

- 2 環境の保全のための措置に関する市長意見に対しては、専門的、技術的な見地から行われた検討の内容及び今後の対応方針並びに講じようとする環境保全対策が示されており、その基本的な考え方は適切と判断します。

今後、事業を推進するにあたっては、これらの基本的考え方に基づいて、護岸や遮水工の安全性に関する設計諸元及びこれらの機能を確認するモニタリング方法、揚陸施設や余水処理施設の設計諸元等について、より詳細な科学的検討を行い、その結果を具体的な事業計画に反映するとともに、評価書に記載された環境の保全のための措置と併せ、これを確実に実施することにより、環境の保全に万全を期されるよう要望します。